令和8年10月1日

龍信木材工業株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間

令和8年10月1日 ～ 令和11年9月30日（3年間）

２．内容

目標1：育児休業取得率100％及び1か月以上の育児休業取得を目指して制度の周知と環境を整備する。

取組内容および実施時期

【取組1】育児休業制度に関する研修の実施およびリーフレットの配布

令和8年10月～ 社内の育児休業制度および各種両立支援制度の内容を再整理し、社員配布用啓発リーフレットの作成・改訂を行う。

令和8年12月～ 全社員へリーフレットを配布・周知するとともに、制度の定着に向けた社内研修を実施する（以降、年1回継続実施）。

令和9年 4月～ 新規採用時ならびに本人または配偶者の妊娠・出産等の申出時における、個別の制度周知・意向確認手続きを徹底する。

【取組2】管理職に対する意識啓発およびマネジメント指導

令和8年10月～ 管理職を対象とした育児休業の理解・職場マネジメントに関する研修カリキュラムの策定を行う。

令和9年 1月～ 管理職向け研修（または社内会議での意識啓発）を実施し、部下の休業取得に対する理解促進と職場復帰支援体制の構築を指導する。

令和 9 年 10 月～ 定期的に管理職ヒアリングを行い、育児休業取得に関する職場環境や業務代替の課題把握および改善を進める。

目標2：全ての社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

取組内容および実施時期

【取組】管理職に対する意識啓発および取得計画の策定

令和8年12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握

令和9年4月～ 計画的な取得に向けて管理職を対象とした研修を年1回以上行う

令和9年10月～各部署において年次有給休暇の取得を促進するための取得計画を策定する

令和10年1月～ 社内掲示等により周知して社員1人当たりの年間平均取得日数目標のクリアを目指す